

公示番号：19a00677

国名：全世界地域

担当部署：農村開発部第一グループ第一チーム

案件名：開発途上国におけるスマートフードチェーン構築支援に係る情報収集・確認調査（人材育成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：人材育成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月中旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.50M/M、現地 1.00M/M、合計 2.50M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
20日	30日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月13日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 44点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	開発途上国におけるスマートフードチェーン関連技術利用に係る各種調査
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

開発途上国の農村地域における共通の課題として、農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じた農家の所得向上が求められている。農業従事者が労働人口の過半数を占めるような開発途上国では、農業・農村開発が貧困削減や経済成長に果たす役割は大きい。しかし、営農の正しい知識や技術の不足、労働力の不足、金融サービスへのアクセスの限定性等が阻害要因となっている。

一方、こういった農業分野の課題に対し、開発途上国において、育種、農業、加工・流通、消費それぞれの工程における先進的な技術革新・導入が急速に進んでおり、JICA事業において要素技術を導入している事例があるほか、多くの現地スタートアップ企業も生まれている。しかし、現状では、スマート育種、スマート農業、スマート加工、スマート物流と消費の情報をつなぐ、スマートフードチェーン（SFC）の構築までには至っておらず、効果が最大化されていない。

日本国内では政府が推進する Society5.0 の実現に向けて、すでに SFC の構築に取り組んでおり、途上国政府からの関心も高いが、日進月歩で先端技術開発が進み、スタートアップも含む多くの企業が切磋琢磨する中、開発途上国のニーズを把握し、適する先端技術を判断することは容易ではない。

このような背景を踏まえ、本調査は日本と開発途上国の SFC 共創に向け、日本の技術の展開方法について調査・検討するとともに、SFC 構築による開発途上国の農業・農村開発への貢献可能性を分析するものである。

7. 業務の内容

本調査は我が国が有する SFC 関連技術の海外展開に関する現状・課題を分析しつつ、開発途上国側の技術導入、人材育成のニーズを調査・確認し、これを促進する開発協力（技術協力プロジェクト、課題別研修、民間連携事業等）の概要を検討するものである。

本業務の業務従事者は、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当する業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2019年12月中旬～2020年1月中旬）
 - ①既存の文献、報告書等をレビューし、我が国の産官学それぞれのアクターが有する SFC 関連技術の現状・課題を分析する。
 - ②JICA 筑波及び JICA 帯広の管轄地域及びその近隣地域の自治体、研究機関、民間企業を訪問し、各地域におけるスマートフード関連技術の開発状況及び農

家・業者レベルでの適用状況について確認を行う。

- ③②の管轄地域内の本邦企業に対し、開発途上国への進出に向けた関心事項・課題等について聞き取りを行う。また各企業の製品・技術の特長を確認・整理し、リストを作成する。
- ④上記①～③を踏まえ、公的セクターを主な対象とした人材育成の観点から、タイ、インド、インドネシアにおける調査計画を作成・提案する。
- ⑤現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥現地業務派遣に関する打合せに参加する。

（2）現地業務期間（2020年1月中旬～2月中旬）

- ①JICA 事務所等との打合せに参加する。
- ②上記（1）①で収集した情報を基に、以下に関する情報収集を行う。なお、詳細な調査内容については10.（3）②に示す参考資料に基づくこととする。
 - ア）既存のSFC関連技術提供企業20社/国程度の業務（サービス内容、ユーザー数、費用、利用可能機種等）・課題等
 - イ）政府機関からのヒアリングを通じた対象国のSFC及びスマート農業の政策上の位置づけ、導入・普及に関する方向性
 - ウ）上記ア）、イ）を踏まえた、対象国における技術導入・人材育成ニーズ

（3）帰国後整理期間（2020年2月中旬～3月中旬）

- ①前項（2）②の調査結果から、SFC分野人材育成プログラムの内容を分析する。
- ②JICAが開催する本調査結果も含めた、第2回JiPFAスマートフードチェーン分科会の開催を支援する（担当業務に関する発表、開催記録の作成等）。
- ③担当分野に係る報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書（和文）

担当分野に係る報告書（案）（和文）を添付し、2020年3月15日までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒デリー⇒ジャカルタ⇒日本を標準とし、見積もり上の起算地はタイとします。現地における国内線での移動も想定しておりますが、当該航空券はJICAにて手配する予定です。また、国内調査に係る旅費・日当・宿泊は

農村開発部から直接支払うため見積もりに含める必要はありません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年1月中旬～2月中旬(30日)を予定しています。

他調査団員(含むJICAの調査団員)は本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 調査団総括(JICA)

イ) スマートフードチェーン構築支援(人材育成)(本業務従事者)

ウ) スマートフードチェーン構築支援(本邦技術活用)(本業務従事者とは別途契約を締結するコンサルタント)

エ) 協力企画(JICA)

③便宜供与内容

JICA 現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

原則なし。ただし必要性が認められる場合は、JICA が傭上します。

オ) 現地日程のアレンジ

一部あり。JICA より、政府関係機関及び実施中の JICA 事業に関連する民間企業のコンタクト先についてお知らせします。

カ) 執務スペースの提供

なし(必要に応じて事務所内スペースを提供)

④協働体制

別途契約する予定の「スマートフードチェーン構築支援(本邦技術活用)」団員は、ブラジル、コロンビア、ケニア、コートジボアールにおける調査を実施する予定であるものの、常に情報共有及び業務分担を図りながら業務を遂行していただく計画です。

(2) 類似業務経験

① 4.(2)の類似業務については、記述のものに加え、JICAの研修事業及び途上国における人材育成に関する経験を有することが望ましい。

(3) 参考資料

①本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を

希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

②本契約に関する参考資料としては以下の資料が公開されております。

・ JiPFA スマートフードチェーン分科会資料

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/smart.html>

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上